

# 税関事前裁定管理 暫定弁法の公布 (税関総署令第236号)

税関総署は2017年12月26日付で「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(税関総署令第236号)を公布した。当該弁法は2018年2月1日から施行される。

## 背景

貿易の安全性と利便性の向上を図り、ビジネス環境を整備し、企業の輸出入貿易活動に係る予見可能性を高めるために、税関総署は2017年12月26日付で「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(税関総署令第236号)(以下「事前裁定暫定弁法」という)を公布した。当該弁法では、企業が実際に貨物を輸出入する前に税関に対して事前裁定を申請することを認め、事前裁定が認められる範囲と申請手続等について規定している。

事項	政策規定
事前裁定の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>(一)輸出入貨物の商品分類</li><li>(二)輸出入貨物の原産地或いは原産資格</li><li>(三)輸入貨物の課税価格に関わる要素(ロイヤルティー、コミッショナ、運送保険費、特殊関係、及びその他の課税価格の査定に関わる要素を含む)、見積方法</li><li>(四)税関総署が規定するその他の税関事務</li></ul>
事前裁定の申請人	実際の輸出入活動と関連し、税関で登録した対外貿易経営者
事前裁定の受理部門	登録地の直属税関
資料に関する要求	<ul style="list-style-type: none"><li>「中華人民共和国税関事前裁定申請書」及び税関の要求するその他の資料</li><li>一通の「事前裁定申請書」には一種類の税関事務のみを含む</li></ul>
期限に関する規定	<ul style="list-style-type: none"><li>申請人は貨物を輸出入する3か月前までに申請を提出しなければならない(特殊な状況下で、正当な事由があれば、貨物を輸出入する前3か月以内に提出することもできる)</li><li>税関は「事前裁定申請書」とその他の関連資料を受領してから10日以内に、受理するか否かを決定する</li><li>税関は受理した日から60日以内に「事前裁定決定書」を交付する</li></ul>
効力	申請人が事前裁定の有効期間内に、事前裁定の決定が下されたのと同じ貨物を輸出入する場合、事前裁定の決定に従って申告しなければならず、税関はこれを認めるものとする。
時効	事前裁定の有効期間は3年間である。有効期間内において、同じ事項に対して再度、事前裁定を申請することはできない。

## EYの考察

事前裁定制度は、世界の多くの国すでに実施されている制度である。中国における事前裁定制度の導入は、中国の税関にとって、国際化と貿易円滑化の促進、税関の管理体制の改革推進を図るための積極的な措置であるだけでなく、税関の“管理とサービスの均衡”という管理思想を実践するものもある。

### 企業への影響

事前裁定制度の実施は、企業にとって、主に次の2つの面において積極的な意義を有するものといえる。

#### 納税コストの予見可能性の向上

事前裁定を申請することにより、企業は輸入前に分類、原産地、価格等を事前に確定することができるため、申告の正確性と納税コストの予見可能性を高めるとともに、政策に対する誤解や申告の誤りから生じる規定違反による処罰のリスクを有効に低減することができる。特に、3年間の事前裁定の有効期間においては、税関に関わる、企業にとってより安定的な環境が整えられる。

#### 通関の利便性の向上

事前裁定の範囲には、分類、原産地、価格という税関の徴税管理における3つの重要な要素が含まれる。企業が事前裁定を申請することにより、税関の審査及び認定が事前に行われることになるため、通関時に税関に問題を指摘される可能性を低減することができる。特に、税関との認識の相違が通関に影響を与える状況を防ぐことにより、通関効率の向上と通関コストの低減を図れる可能性がある。

#### 政策に関する検討

今回公布された「事前裁定暫定弁法」は、事前裁定制度の枠組みのみを規定するものであり、税関は近いうちにより詳細な内容を規定した実施細則を公布するものと見込まれる。特に、以下の事項について明確化が必要と考えられる。

**従来の政策から事前裁定制度への移行：**「事前裁定暫定弁法」の公布以前にも、税関には仮分類、価格の仮審査等の事前認定の制度があり、企業の申請に基づいて、公的文書が交付されていた。事前裁定制度の実施後において、従来の制度の下で交付された公式文書はなお有効なのか、税関の決定に係る公式文書を取得した企業も改めて事前裁定を申請する必要があるのかが明らかではない。

**事前裁定の效力：**「事前裁定暫定弁法」では、企業は“事前裁定の決定に従って申告を行い、税関はこれを認める”と規定しているが、これ以外には、事前裁定の法的効力について述べていない。弁法では、事前裁定の決定が取り消される3つの状況を挙げているが、このうち、企業の提出資料が真実、正確、完全でなく、事前裁定の決定を取り消す必要がある場合に、企業はそれまでに行われた申告の誤りに対する法律責任を負うのか否か、“事前裁定の決定の誤り”

によって事前裁定が取り消された場合、企業は誤った事前裁定の決定に基づいて行った申告の誤りについて、法律責任を免除されるのか否かという問題について、明らかにされていない。

▶ **事前裁定の受理部門：**弁法では、事前裁定の申請人は登録地の直属税関に事前裁定の申請をすると規定しているが、その受理、審査及び決定等を行う具体的な実施部門については明らかにされていない。事前裁定の業務は直属税関の関税課が担当するものと推測されるが、事前裁定の過程でその他の部門が関与する可能性もある。

▶ **申請資料に関する要求：**「事前裁定暫定弁法」では、企業は事前裁定を申請する際に、「事前裁定申請書」及び関連資料を提出しなければならないと規定しているが、分類、原産地、価格等のうち、いずれの事前裁定を申請するかによって、資料に関する具体的な要求は大きく異なるものと思われる。これらの詳細は今後公布される実施細則において明らかにされるであろうが、実務的な観点からいえば、これらの内容は、企業が事前裁定を申請する際の難易度等に大きな影響を与えると考えられる。

### アドバイス

一般的にいえば、事前裁定制度の導入は企業にとって望ましいものである。特に、分類、原産地、価格等の難しい問題について、事前裁定の方式により、事前に税関と合意することができれば、企業は貿易活動に関わる業務の効率を高め、かつ税関に関わるコンプライアンスリスクをよりよく管理することができるだろう。

#### ▶ 事前裁定によるコンプライアンスリスクの管理

事前裁定制度は、企業がコンプライアンスリスクの低減を図る上で助けとなるものである。企業が予め自社に存在する問題を整理し、分類、原産地、価格等に係る判断の難しい問題があれば、事前裁定の申請を行う可能性について検討することを推奨する。ただし、事前裁定を申請する場合でも、企業内部のコンプライアンス管理を緩めるべきではない。特に、事前裁定の法的効力が不明確な状況においては、企業のコンプライアンスの水準を高める上で、内部の管理は重要であり、定期的なヘルスチェックの実施はリスク低減を図るための有効な方法といえる。

#### ▶ 事前裁定の申請前に十分な準備を行うこと

事前裁定の有効期間は3年間であり、有効期間内において、企業は同じ事項に係る事前裁定を再度申請することはできない。また、企業の提出資料が正確でないか、不完全である場合、税関は事前裁定の決定を取り消すことができる。したがって、企業が事前裁定の申請を行う前に、関連の事項について十分な分析と整理を行うこと、可能性のある事前裁定の結果を評価すること、かつ資料の準備が不十分であることによって、事前裁定の結果が企業にとって不利なものとなることを防ぐために、税関の法律法規に従って、企業の実情に合った証拠資料を十分に収集することを推奨する。

## 窓口

梁因樂  
大中華區間接税主管パートナー  
+86 10 5815 3808  
[kenneth.leung@cn.ey.com](mailto:kenneth.leung@cn.ey.com)

### 北京間接税チーム

田舒  
パートナー  
+86 10 5815 2159  
[shu.tian@cn.ey.com](mailto:shu.tian@cn.ey.com)

王洪力  
ディレクター  
+86 10 5815 2307  
[hongli.wang@cn.ey.com](mailto:hongli.wang@cn.ey.com)

### 上海間接税チーム

唐兵  
パートナー  
+86 21 2228 2294  
[bryan.tang@cn.ey.com](mailto:bryan.tang@cn.ey.com)

周浩宇  
パートナー  
+86 21 2228 2178  
[kevin.zhou@cn.ey.com](mailto:kevin.zhou@cn.ey.com)

董怡  
パートナー  
+86 21 2228 4107  
[lynette.dong@cn.ey.com](mailto:lynette.dong@cn.ey.com)

### 深セン間接税チーム

林超蘇  
パートナー  
+86 755 2238 5780  
[michael-cs.lin@cn.ey.com](mailto:michael-cs.lin@cn.ey.com)

梁斯尔  
パートナー  
+86 755 2502 8386  
[andy-sy.leung@cn.ey.com](mailto:andy-sy.leung@cn.ey.com)

陈菁  
ディレクター  
+86 755 2502 8379  
[ivy-j.chen@cn.ey.com](mailto:ivy-j.chen@cn.ey.com)

林志奋  
ディレクター  
+86 20 2881 2744  
[steven-zf.lin@cn.ey.com](mailto:steven-zf.lin@cn.ey.com)

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2018 Ernst & Young, China  
All Rights Reserved.  
APAC no. 03006094  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)

**Follow us on WeChat**  
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

